

むなかたエール商品券 取扱加盟店 募集要綱

(趣旨)

コロナ収束後の景気浮揚のため、市内事業所で利用することができる「むなかたエール商品券」を **5億円分** (プレミアム率 **20%** の商品券) 発行します。

(事業内容)

事業内容は、次のとおりとします。

- (1) 市内事業所で利用することができる 20%割増しの商品券を5億円(販売額)、宗像市商工会が作成、発行します。内1億円分(販売額)はリフォーム商品券とします。
- (2) 商品券は500円券とし、1セット10,000円 (**500円券×24枚：12枚は全取扱加盟店で使用可能(大型店も含む)、12枚は大型店以外の取扱加盟店のみ使用可。**) で販売いたします。
- (3) **1世帯あたり** 10セットまでの購入といたします。
- (4) 商品券は、事前に登録された取扱加盟店のみで利用することができます。
- (5) 商品券の販売は、市の広報紙8/1号および新聞への折り込みチラシ等で告知します。
- (6) 商品券の販売は、令和2年9月19日(土)、20日(日)、21日(月・祝)、22日(火・祝)4日間で行います。
- (7) 一般商品券の使用期間は**販売日初日から令和3年2月20日(土)**、リフォーム商品券の使用期間は**販売日初日から令和3年2月20日(土)まで**とします。消費者が利用した商品券は、商工会において換金します。500円券1枚につき換金手数料として**30円**を取扱加盟店より徴収致します。但し、**宗像市商工会会員の取扱加盟店については宗像市商工会が負担します。**
- (8) 商品券の換金は、取扱加盟店のみ換金いたします。
- (9) 換金の受付は、**令和2年10月1日(木)から令和3年3月10日(水)午後4時まで**とします。(土・日・祝、12/29~1/4は除く)
- (10) **換金は毎月10日締め当月20日に指定口座への振込みとします。**
- (11) 商品券を購入できる方は、16歳以上とします。
- (12) リフォーム商品券事業の詳細は、裏面「リフォーム商品券取扱加盟店募集要綱」をご覧ください。

(応募対象事業所)

- (1) 応募対象事業所は、市内に店舗を有する事業所とします。
- (2) 本店や本部等が市外にある場合は、市内店舗のみを対象とします。
- (3) **以下の事項に該当する応募対象事業所は、大型店とさせていただきます。**
 - ・店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗
 - ・ショッピングセンター、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店に該当する業種の店舗

(応募条件)

応募事業所は、別に定める覚書を締結するものとします。

(対象外商品)

公共料金、税金、車検の法定費用、医療保険適用のある診察料等や薬代の自己負担分、家賃等、商品券(おこめ券、ビール券、図書券等)、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ、たばこ、事業用資産、仕入等には使用できません。

(換金手数料)

換金手数料の30円は、その都度換金金額から差し引きます。(商工会会員は無料)

(振込手数料)

無料とします。**ただし換金に使用する口座に福岡県信用組合以外の金融機関を指定の場合は、送金1回につき550円の振込手数料を取扱店に負担頂きます。**振込手数料はその都度、換金金額から差し引きます。

(販促品代金)

販促品(のぼり、ポスター、ステッカー)については各1部のみは無料配布します。追加分の販促品の代金は配布時に徴収します。

(応募方法)

応募はむなかたエール商品券取扱店加盟申込書を**7月10日(金)まで、覚書(後日配達)を8月28日(金)までに**、宗像市商工会へ提出の上、お申込ください。